

## 平成23年山形村議会第3回臨時会

議 事 日 程 (第2号)

平成23年7月8日(金曜日)午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第36号に対する中間報告(保育園建設に関する調査特別委員長)

追加日程第 1 議案第36号

追加日程第 2 閉会中の継続審査の申出について

---

出席議員(12名)

1番 大池 俊子君	2番 三澤 一男君
3番 小林 武司君	5番 上條 光明君
6番 宮澤 敏君	7番 竹野 園麿君
8番 柴橋 潔君	9番 中村 弘君
10番 上条 浩堂君	11番 竹野 入恒夫君
12番 大月 民夫君	13番 神通 川清一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清沢 實視君 副村長 百瀬 泰久君

総務課長 笹野 初雄君 保育園長 山口 隆也君

保育園  
建設室長 倉科 寛君

---

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君 書 記 藤 沢 ゆ き み君

---

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回山形村議会臨時会の本会議を再開します。

出席要求者から欠席届けが提出されております。本庄教育長は、出張のため欠席でございます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第118条の規定により、11番・竹野入恒夫議員、12番・大月民夫議員を指名します。

---

◎議案第36号に対する中間報告

○議長（神通川清一君） これより議事に入ります。

日程第2、「議案第36号に対する中間報告」を議題とします。

委員長の中間報告を求めます。

大月委員長。

（保育園建設に関する調査特別委員長 大月民夫君 登壇）

○保育園建設に関する調査特別委員長（大月民夫君） 調査特別委員会の委員長を務めさせていただきました大月民夫です。

それでは、ただいまより、付託案件の調査につきまして中間報告を申し上げます。

本委員会に付託されました山形村保育園建設工事請負契約の締結について、次のと

おり調査しましたので、会議規則第77条の規定により報告申し上げます。

調査の内容につきましては、入札関連資料すべてを提供いただき調査を行いました。また、参考人意見聴取は、設計事務所関係者、入札参加業者、仮契約業者並びに山形村理事者、担当職員、ご依頼申しあげましたすべての皆様にご出席を賜り、総勢19名の皆様より意見聴取をさせていただきました。

調査の結果を申し上げます。

委員会として必要とした入札関係資料及び参考人に対する調査は、十分行われましたが、議案第36号の可否の結論は、委員会として出すことはせず、本会議に委ねることが適当との結果になりました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（神通川清一君） 大月委員長の中間報告が終わりました。

お諮りします。保育園建設に関する調査特別委員会に付託の議案第36号については、7月7日までに審査を終了するよう期限をつけたものですが、期限が満了してもなお審査が終了しないので、会議規則第46条第3項の規定によって、本案を日程に追加し、追加日程第1として本会議で審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○10番（上条浩堂君） ご異議ないものと認め、議案第36号を日程に追加し、追加日程第1として本会議で審査することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前 9時04分）

---

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午前 9時05分）

---

◎議案第36号

○議長（神通川清一君） 追加日程第1、議案第36号「山形保育園等建設工事の請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑のある議員の質問を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（神通川清一君） 質疑もないので、質疑を終結します。

討論を行います。

最初に、本案件に反対の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 7番、竹野園麿です。私は反対討論を行います。

まず、今回の契約案件について、特別委員会で審査されたことにより、私が感じた主なところを申し上げます。

まず、落札価格が7億9,737万3,000円という大きな額で、しかも内容が土木から建築、電気、機械まですべてを含めた一括発注で、最低制限価格に1円も変わらない結果については、入札参加者、落札者も含めて全員がびっくりしております。「宝くじに当たるようなものだ。あり得ない数字だ」と異口同音に話しているということです。

それを裏づける内容は、今回の特別委員会で審査してわかりました。まず、設計者の積算方法は、建築に関してはA&Aと他社との共同作業でやったが、電気や機械、構造などはすべて外注に出し、全体の積算をA&Aがやったと言っております。

さて、この積算合計が税込みで9億7,923万円となったわけです。この明細を見ると、ページ数で200ページに近いものであり、1ページの項目数は20項目記入できるものであります。すべてのページが埋めつくされているわけではありませんので、およそになりますが、平均でページの半分が記入されている。つまり10項目くらいが埋まっているとすれば、項目数は2,000項目近くになるというものです。合計額をこの項目数で割ってみれば、1項目の金額は平均で4万円を超えることになります。したがって、たった1項目の単価が1割違っただけでも4,000円の違いが出てくることになります。

さて、落札者の数字を見てみます。先日の説明によれば、この社では2,000項目前後に及ぶ見積書、これは落札業者が言っておりますが、この見積書のことを業者用語で「金抜き見積書」と言うようであります。いわゆる設計者と同じもので単価が空白になったものですが、この「金抜き見積書」だけのみで計算して出した金額が入札した額だと言っております。これが7億9,737万3,000円となったわけであります。

これのみを見ると、設計者との違いは1億3,500万円以上になります。ところが、役場の最終価格は、9億7,823万円にその日の朝9.5%掛けてあります。これは朝、役場

の村長以下関係者の中で決定されて95%掛けてあるということです。

さらに、最低制限比率から割り出される90%も掛けてあるということです。この朝決める95%というものは、通称「歩切り」と言われるもので、だれにもわからないものであり、最低制限価格にかかわる係数は業者が自ら割り出すものであるが、落札者は「この割り出しは全くしていなかった」と言っております。つまり係数は使わなかったということです。

さらに、合計を出すための内訳は3項目に分けてあり、業者のものはそれぞれ1円まで出してあります。役場のものは、この点は100円単位が1つと、あとの2つは1,000円単位となっております。そして、なおかつ3項目とも役場の数字とはかけ離れた違いを見せていながら、3つを合わせた合計はピシャリと1円まで合っている。このような中身が全く違った内容で、合計のみが1円まで合致するというのは、まさに奇妙キテレツな数字と言わざるを得ないと思います。

落札者にこのように偶然に当たる確率を聞いたところ、「わからないが、宝くじに当たるようなものだ」と言っておりました。私の個人としての感覚では、数千万分の1と思われ、宝くじに当たるよりもはるかに低い確率だというふうに思っております。

さて、今回は地方自治法110条による特別委員会で審査をしてきましたが、これ以上のものを探る手立てはありません。今は確たる証拠はありませんが、以上のような状況からして、これを問題なしと判断することの方がはるかに不自然というふうに判断されます。私のみならず、多くの村民がこの事実を前にした場合、これを偶然ととらえる人はいないのではなかろうかというふうに思います。これを偶然に合った数字として可決したら、多くの村民に行政に対する強い不信を抱かせることになることを私は恐れます。議会も含めた行政として、そのマイナス効果ははかり知れないものがあるのとらえなければならないというふうに私は思います。

今回の調査の中で、このような例が松本市や塩尻市でもあったと村長や落札者から紹介されましたが、その内容や規模についての説明はありませんでした。恐らく今回のような規模で、しかも一括発注では例を見ないものになるだろうと思いますし、今後、他の自治体で似たような事態が生じた場合、必ず最たる例として出され、広く長く語られていくだろうということは容易に想像されるところであります。不名誉なこととして恐れるものであります。

なお、中には「最低価格で仕事ができるのだから村にとっては一番いいことではないか」というふうな言動が見られました。しかし、これは問題のはき違えも甚だしい

ものと言わなければならないと思います。行政にとって公平・公正こそが第一に優先されなければならない。村民の信頼をいかに保っていくか、それが一番大事だというふうに思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（神通川清一君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

三澤議員。

○2番（三澤一男君） 議席番号2番、三澤一男でございます。賛成の立場で討論させていただきます。

今回、山形保育園等建設工事の請負契約の締結について、議案第36号が最低制限価格制度を導入した予算規模9億8,000万円という最初の大型案件であったことと、最低制限価格と全く同額との新聞報道等で村民の中に疑問ありとのことから、村議会では地方自治法第110条による特別委員会を設置し、設計業者、指名入札業者9社、建設請負仮契約業者、理事者、担当職員への聞き取りを行い、入札書類の精査をした結果、私は肅々に行われた結果だと判断いたしました。

理由を申し述べます。

どの入札指名された業者も、入札の20日が月曜日であるため、金曜日17日、また、土曜日18日には社内での価格は決定していたとのこと。第1回目の入札は、事前提出の工事内訳書価格と入札金額は同額でなければいけないこと。当日、村で決定した金額が万が一にも知り得た業者があったとしても、入札に臨むには20分は必要で、修正して提出は物理的にできないこと。例えば建設工事請負仮業者の場合、内訳書の明細は13ページあり、また、他の業者は枚数159ページがプリントアウトされておりました。よって、他社がいる間での作業は不可能であること。今回の指名業者は、すべて積算する部署を持って、かなりの精度で算出ができること。と同時に、ほとんどの業者は自社でできる価格の積み上げで算定した旨を述べていること。

私の計算が間違っていたら指摘していただきたいと思います。予算から落札価格を推計した場合の確率は、予算9億8,000万円を知って入札する場合、億の単位で9億円を選ぶ可能性は限りなく小さい。仮に、現に10社で9億円の数字を出した会社はございません。とすると、最低制限価格が導入されておりますから、8億円か7億円の2通りの数字を選定します。1,000万円単位は8億円を選択した場合には、0から9の数字を出す可能性は10通りございます。7億円を出した場合には、限りなく高い数字でないと最低入札価格としたら欠格してしまう可能性がありますので、私の場合は

2通り、8か9の2通りの数字しか選択できませんでした。

100万円の単位は10通り、10万円の単位も10通り、万円単位も10通り、1,000円単位も10通りであります。0を選ぶ可能性も1通りございます。ただ、今回の場合は1,000円までの単位で合致しておりますので、10通りであります。あと100、10、1の0を選んでおりますので、合計では1通りずつになります。すべてこれをいきますと、一番確率、これを何にも知らないで出したとしても、4万通りから40万通りということで私は考えております。

以上から、同額は全くの偶然ではなく、場合によっては算出される可能性はあり得ることから、議案第36号に賛成討論といたします。

巨費を投じ提案をされている子どもたちのための保育園を1日も早く着工し、安心・安全の確保を願うところであります。また、村として高額な入札は今後もあり得ます。今回の件を教訓として、同様な事件の再発を防止する方法を考えておく必要があることを申し述べて私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 本案件に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 10番、上条浩堂であります。私は、賛成の立場で討論を申し上げます。

今回のように村の入札問題に絡み、議会で特別委員会を設けてまで調査せざるを得ないような状況は、我々にとって決してプラス要因は何もありません。村当局の今回の対応のまずさに苦言を呈しつつも、全関係者からの聞き取り調査を終えた今、自分は今回の入札を、前述の三澤議員と同様の理由にて容認すべきものいたします。

むしろ大切なことは、今後の対応にあると確信します。それは、今こそ真の協働の村づくり精神のもとに、官民一体となり、村の宝である園児たちが1日も早く安全・安心な設備で伸び伸びと保育生活が送れるよう、その完成を目指すことでありましょう。建築工事監督を建築関係業者に任せきりにするのではなく、村独自の建設監視体制を確立し、この一大事業の完遂を目指すことが肝要であると思われま。

以上をもって賛成の討論を終わります。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議



ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) 上條光明議員。

○5番(上條光明君) 賛成討論をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長(神通川清一君) 賛成討論を許します。

上條光明議員。

○5番(上條光明君) 5番、上條光明です。賛成討論ですが、2人の議員が縷々お話になりましたので、その件は追加で、時間もありませんので、私の感じていることを3点ほど申し上げて賛成討論としたい。

まず、この調査委員会、約10日間くらいかけて、私は私なりにすべての提出書類を端から端まで見たつもりです。ただ、工事の見積もりだとかという専門的なことは、正直言って私もそれが適正かどうかというところまで能力がありませんのであれですが、数字だとかということは、私は適正だったと思っています。調査の結果、公正・公明に手続はされていたというように思っています。

それと9社の業者に聞き取りの中でも、ほとんどの会社は、確かに第一声は「驚いた」という第一声だったと思いますが、その後は「こんなこともあるのだな」ということで、ほとんどの会社、業者は、このことにえらいいつまでも触れていくというようなニュアンスの感じは、私の聞き取りの中では受けとめられませんでした。1社ぐらいこだわっている業者がいたようにも思いますが、そんなことです。

それと私が一番ここで言いたいのは、工事が本当に最後までできるかどうかということがある意味では心配なこともあります。1つは、その件は設計事務所さんの聞き取りのときも、1週間に一遍とか10日に一遍確実に確かに設計図どおりできるかどうかということを伊藤設計さん、「自信を持って責任を持ってやる」というようなこともおっしゃっていました。

もう1つ、私の経験からして、この会社が途中で、あまり具体的なことは言えませんが、会社そのものが何かあってはいけないという心配はもちろんあるわけなのですが、私も今回特別委員会というようなことであったものですから、すべての会社の財務内容を貸借対照表ほか売上、自己資本比率、私なりに全部ノートに写して記録しています。その書類を見ても、今回落札予定ということだと思うのですが、アスピアさんについても、自己資本比率約50%ぐらいの財務も内容もしっかりしている会社で、この工事の8億数千万円の工事をやるのは、財務的には私は心配ない、こういうよう

なこともありまして、適正に入札をして適正価格でやったという、よりよいものをより安くという、そういうことからして私は賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。私も賛成の立場から討論したいと思います。

三澤議員や前の3人の方が検討委員会の中身については詳しく言われました。私もこのことが発覚して、住民の中には、業者もそうですが、「びっくりした」という声を聞き、また「何でか」という疑問の声も聞いています。しかし、疑惑ではなく疑問と私は思っています。

その中で、やはりどんどん工事が延びていってしまっていますが、臨時会が開かれた次の日に、松本地方でも震度5強を観測した地震がありました。山形村でも震度4ということで非常に揺れがすごいもので、農協の前にいた方は「地面が波打ってびっくりした」という声も聞きました。その中で、保育園のお母さんたちの何人かから電話をいただきまして、「保育園は大丈夫か」というのを聞きました。中には「保育園へ行かせて心配だから見合わせます」という言葉も聞いたと聞いています。

そういうことをあわせまして、そもそも保育園の建設がどういうことだったかというところ、耐震、新築、両方を検討してくる中で、耐震性がないということから新築ということになりました。その面から考えても、今かなり工事が遅れてしまっていますが、1日も早い工事の着工で、そして園児たちも安心したところで保育ができるようになることを望みまして、私は賛成討論とします。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立多数であります。よって、議案第36号「山形保育園等建設工事の請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出がござっております。

ので、本案を日程に追加し、追加日程第2として本会議で審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、追加日程第2として本会議で審査することに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長(神通川清一君) 追加日程第2、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査・調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、委員長申し出のとおり承認することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

以上で、今臨時会の議事日程はすべて終了しました。

---

◎村長あいさつ

○議長(神通川清一君) ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) 去る6月29日より始まりました第3回議会臨時議会でしたが、ただいまをもちまして終了の運びとなりました。今臨時議会は、このたび去る6月20日でございますが、指名競争入札に付しました山形保育園等建設工事は、議会の議決を要する工事であるため、その請負契約について本契約を締結するために、議会の議決を求めたものでございますが、議会審議中、落札価格が最低制限価格と同額となったことに、疑念を抱いた議員さん方より意見等ございまして、今回の予定延長議会となった次第でございます。

この議会中、さらに精査が必要と判断され、議会特別委員会が設置されました。委員の皆様には連日暑い中、大変ご苦勞さまでございました。予定より大分遅れてしまいました新園舎工事でございますが、いよいよ本格的に工事がスタートする運びとなる見通しとなったわけでございます。「ゆとりと温もり」をコンセプトに、次代を担う子どもの心のふるさと、山形保育園の建設が、トラブルもなく順調に1日も早い完成を願ひまして閉会の言葉とさせていただきたいと思ひます。本日はまことにありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（神通川清一君） 以上で、平成23年第3回山形村議会臨時会を閉会し、散会とします。

ご苦勞さまでした。

（午前 9時35分）